

平成27年 6 月15日  
内閣府公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業**  
**「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業」**  
**事業の評価（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

**I 事業概要等**

**1 実施の経緯及び事業の概要**

特許庁が実施する「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業」については、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて特許庁は、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
事業内容	<p>出願された商標について、審査官が商標法第4条第1項第11号に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を行う際、その判断を効率的に行うための絞り込み調査。</p> <p>特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、構成中に図形要素を含む出願商標について、図形要素の観点から、以下実施する。</p> <p>① 構成中に図形要素を含む出願商標の図形部分について、ウィーン図形分類を用いて、検索を効果的に行うための式（検索式）を作成して、同一又は類似する商品・役務の範囲で検索する。</p> <p>② 調査対象商標に先行する他人の同一又は類似する登録商標及び出願商標等、商標法に規定された不登録事由に該当する可能性がある商標を漏れなく抽出し、出願毎にその結果をサーチレポートとしてまとめ、特許庁に納入する。</p>
契約期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間
受託事業者	一般財団法人日本特許情報機構

契約金額	7,541円（税抜） ※業務期間（平成25年4月1日から平成28年3月31日）3年間に 納入したサーチレポート1件当たりの単価
実施にあたり確保されるべきサービスの質	<p>① 審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数（フィードバック報告書数）が実施件数全体の1%以内</p> <p>② 成果物の納入</p> <p>（イ） 提出物並びに納入物のうち商標登録出願（国内）のサーチレポート（電子データ）及び国際商標登録出願（指定国官庁）のサーチレポート紙媒体を分割納入すること（原則週1回）</p> <p>（ロ） （イ）について特許庁が発注した日から2か月以内に遅滞なく納入すること</p> <p>なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間（発注から3～4週間程度）で納入できる体制を整備しておくこと</p> <p>（ハ） 早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願等として特許庁が個別に発注した案件については、特許庁が発注した日から2週間以内に納入物を納入すること</p> <p>③ 1年間に約50回分（50ロット）の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること</p> <p>なお、納入回数は必ずしも50回に限らずともよい</p> <p>④ 出願数の動向や調査対象商品・役務数の関係から多少の変動はあるものの、③から1ロット610件程度の納入処理が可能な実施体制ができていること</p>

## 2 受託事業者決定の経緯

入札参加者（1者）から提出された企画書について、特許庁内に設置した評価委員会において審査した結果、評価基準を満たしていた。入札価格については、平成25年2月4日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行ったところ、上記事業者が落札者となった。

## II 評価

### 1 評価方法について

特許庁から提出された平成25年4月から平成27年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、評価を行うものとする。

## 2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

### (1) 対象公共サービスの質の確保について

- ① 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数  
(フィードバック報告件数)

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告書数)が実施件数全体の1%以内	0.01% 実施件数 28,931 件のうちフィードバック件数は2件	0.003% 実施件数29,044件のうちフィードバック件数は1件

- ② 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
(イ) 提出物並びに納入物のうち商標登録出願(国内)に関するもの及び国際商標登録出願(指定国官庁)のサーチレポート紙媒体を分割納入すること(原則週1回)	週1回納入	週1回納入
(ロ) (イ)について特許庁が発注した日から2か月以内に遅滞なく納入すること なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと	納入実績年間平均 1.3か月  平成25年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均 1.3か月
(ハ) 早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願等として特許庁が個別に発注した案件については、特許庁が発注した日から2週間以内に納入物を納入すること	発注から2週間以内(平均5.9日)に納入。 (対象件数129件)	発注から2週間以内(平均5.6日)に納入。 (対象件数189件)

③ 年間の納入回数

確保すべき 対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
1年間に約50回分(50ロット)の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること	納入回数48回 全件 年度内に納入。	納入回数50回 全件 年度内に納入。

④ 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
出願数の動向や調査対象商品・役務数の関係から多少の変動はあるものの、③から1ロット610件程度の納入処理が可能な実施体制ができていること	実施済み。 (平均579件)	実施済み。 (平均618件)

以上のことから、確保すべきサービスの質についてはすべて達成していると評価できる。

(2) 民間事業者からの改善提案による実施事項

① 業務の効率化について

受託事業者は独自のシステムを構築することにより、業務の効率化を図っており、その結果、実施経費の削減についても効果をあげている。

② 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、独自の調査方法、職員教育体制の確立及び納入物の校閲方法の改善により調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入される調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことから裏付けられている。

### 3 実施経費についての評価

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されることとなっており、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動するため、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	25年度～27年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	7,686 円	7,541 円	145 円	約 1.89 %

#### <経費削減額>

平成25年度及び26年度合計調査件数 57,975 件

$$\times \text{単価当たりの削減額 } 145 \text{ 円} \div 2 = 4,203 \text{ 千円}$$

民間競争入札前の契約単価（平成24年度）で計算すると、単年度当たり約4,203千円（約1.89%）の経費が削減されている。

### 4 評価のまとめ

本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標はいずれも達成されており、評価できる。

また、民間事業者の提案により独自のシステム開発による業務の効率化や独自の職員教育体制や納入物の校閲方法が取られる等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮がなされ、業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

さらに、実施経費についても、単年度当たり約4,203千円（約1.89%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できる。

今回の応札においては一者応札であった。この点につき、特許庁により入札に参加しなかった事業者にヒアリングを行ったところ、実施体制の確保が困難であることなどを不参加の理由として挙げており、競争性の改善に向け、仕様書に定めている早期審査対象案件の一月当たりの発注上限を50件から20件程度へ引き下げることで人員確保の条件を緩和する検討がなされている。

### 5 今後の方針

本事業は、実施状況が良好であり、経費も削減されているが、一者応札となっていることから、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えられる。

なお、次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務内容の見直しに留意することが必要である。

平成27年6月2日  
経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業  
商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)  
作成事業について(案)  
(平成25年度及び26年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

本事業は、出願された商標が商標法第4条第1項第11号に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を効率的に行うため、構成中に図形要素を含む商標について、特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、既登録商標や出願商標等について図形要素の観点から類似する商標の絞り込み調査を行い、その調査結果(サーチレポート)を納入するものである。

2. 業務委託期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日

3. 受託事業者

一般財団法人 日本特許情報機構

4. 受託事業者決定の経緯

入札説明会では5者の参加があったところ、入札参加者は1者であった。

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された企画書について同実施要項に定める評価委員会において審査した結果、必須項目を満たしており合格との判断に至った。その後平成25年2月4日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式にのっとり上記受託事業者が落札者となった。

## II 確保されるべき質の達成状況及び受託事業者からの主たる改善提案に関する実施状況

### 1. 確保されるべき質の達成状況

(1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告件数)

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、実施件数全体の1%以内とすること。	0.01% 実施件数28,931件 のうちフィードバック件数は2件	0.003% 実施件数29,044件 のうちフィードバック件数は1件

(2) 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入

(3) 成果物の納期

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
成果物については、特許庁が発注した日から2か月以内に、遅滞なく納入しなければならない。 なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと。	納入実績年間平均 1.3か月 なお、平成25年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均 1.3か月

(4) 早期審査対象の出願等の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
早期審査、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入すること。	発注から2週間以内 (平均5.9日)に納入。 (対象件数129件)	発注から2週間以内 (平均5.6日)に納入。 (対象件数189件)

(5) 年間の納入回数

確保すべき 対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
年度ごとにその納入処理を行うこと。(約50回)	全件年度内に納入。 (納入回数48回)	全件年度内に納入。 (納入回数50回)

(6) 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
出願数の動向から多少の変動はあるものの、1ロット610件程度の納入処理が可能な実施体制を確保すること。	実施済み。 (平均579件)	実施済み。 (平均618件)

2. 受託事業者の改善提案に関する実施状況

(1) 業務の効率化について

受託事業者は、調査結果(サーチレポート)の作成や納入等に係る独自のシステムを構築し、その利用により業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。(Ⅲ2.)

(2) 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、独自のシステムを活用した調査方法、業務に要される高い専門知識を修得させるための職員教育体制の確立及び納入物の校閲方法の改善により調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入される調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことから裏付けられている。(Ⅱ1.(1))

### Ⅲ 実施経費に関する状況(平成25年度及び26年度)

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されるが、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動することから、単純に実施経費を用いて削減効果を確認することは適当でない。

よって、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	25年度 ～27年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	7,686 円	7,541 円	145 円	約1.89 %

#### <経費削減額>

##### (1) 事業評価期間の削減額(25年度及び26年度)

平成25年度及び26年度合計調査件数57,975件

× 単価当たりの削減額145円 = 8,406,375円

##### (2) 単年度当たりの平均削減額

4,203,187円(▲1.89%)

### Ⅳ 評価のまとめ

平成25年度及び26年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成している。

また、受託事業者による業務改善提案の実施により、納入期間の短縮及び経費削減並びに調査結果(サーチレポート)の品質向上の点で効果を上げていることは評価出来る。

実施経費については、年間平均調査件数で従来経費と比較すると、単年度当たり4,203,187円(▲1.89%)経費が削減されている。

### Ⅴ 今後について

事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 次期事業以降、法律専門家等外部有識者で構成された「評価委員会」を設ける等、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて検討している。

- (3) 本事業の入札において応札者は1者であったが、これは本事業の遂行に必要な人員、能力及び設備等を備えられる事業者が限られているためであり、一定の者に対して有利となるような入札要件はない。
- (4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (5) 従来経費からの節減額は単年度当たり4,203,187円（▲1.89%）であり、効率的な業務運営により経費削減の効果が上がっている。

上述のとおり、本事業については概ね良好な実施結果を得られている。

しかしながら、入札が1者であったことを踏まえ更なる競争性の確保に努めていくことが必要と考える。そこで、説明会へ参加したが入札までには至らなかった事業者へその理由をヒアリングしたところ、「人員の確保ができない」ことがあげられていることから、仕様書にて定めている早期審査対象案件の一月当たりの発注上限を50件から20件程度へ引き下げることで、対応する人員の確保の条件を緩和することを検討している。

次期においても市場化テストを継続し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図る努力をしてまいりたい。